

エコマーク商品類型 No.115「間伐材、再・未利用木材を使用した製品 Version2.1」
認定基準の軽微な改定について（案）

エコマーク商品類型 No.115「間伐材、再・未利用木材を使用した製品 Version2.1」(2004年7月1日制定～2009年6月30日有効期限)について、以下のとおり、軽微な改定を行いたい (Version2.2 への改定)

1. 経緯

グリーン購入法の特定調達品目「パークたい肥」の判断の基準において、品質基準が設けられている。エコマーク商品類型 No.115 が対象とする「パーク堆肥」においても、同様の品質基準を追記し、グリーン購入法と整合を図る必要がある。なお、本品質基準については、パーク堆肥メーカーが所属する日本パーク堆肥協会が定めたものである。

2. 軽微な改定案 見え消し部分：——削除、下線部分_____：追記

項目番号	修正(下線部)
4. 認定の基準 4 2.品質に関する基準(1)	JIS、JASまたはこれに準ずる品質基準のある製品にあっては、該当規格に適合していること。...(中略)... 土壌改良資材にあっては、地力増進法第11条に基づき、政令で定める種類に該当するものであることとして、別表4に適合すること。
4. 認定の基準 4 2.品質に関する基準(2)	(2) 木炭および成形炭は、...(中略) 別表4 <u>5</u> に適合すること。
6. その他(3)	(3) マーク下段の表示は、別表 <u>5</u> 6 に示す、商品区分毎の環境情報表示とする。

別表 4 4 2.(2)に規定するパーク堆肥の品質に関する表

物質名	基準値
有機物の含有率 (現物)	70%以上
炭素窒素比〔C/N比〕	35以下
陽イオン交換容量〔CEC〕(乾物)	70meq/100g以下
pH	5.5～7.5
水分	55～65%
幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない
窒素全量〔N〕(現物)	0.5%以上
りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕(現物)	0.2%以上
加里全量〔K ₂ O〕(現物)	0.1%以上

別表45 4.2.(2)に規定する木炭の品質に関する表（表の内容は省略）

別表56 6.(3)に規定する商品区分毎の環境情報表示（表の内容は省略）

3. 改定予定日

2007年4月13日

以上